

今後の普及に向けた取組について

対象者毎に適した広報を実施し、安全衛生経費の必要性や重要性の認知度向上を図る。

広報対象者		広報施策	
元請企業・下請企業		○適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実 ➡ 厚生労働省と連携した取組	○インターネットやソーシャルメディアでの 情報発信 ○全国安全週間などでの集中的な広報 ➡ 全国建設業労働災害防止大会での広報
一人親方		○一人親方向けのリーフレットの作成 ➡ 厚生労働省と連携した取組	
発注者	地方公共団体・民間企業	○発注者向けのリーフレットの作成 ➡ リフォーム取扱店に向けた取組	
発注者	個人 (戸建住宅、マンション・アパートの発注者)	○安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布	
個人 (発注者以外の国民)			

リーフレット及びポスターの作成

- 厚生労働省と連携して、足場の点検等に関する労働安全衛生規則の改正と安全衛生経費の必要性や重要性を周知するリーフレットを作成。



- 引き続き、関係団体等の協力を得ながら、一人親方、発注者、個人等に向けたリーフレット等の作成に取り組む。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。

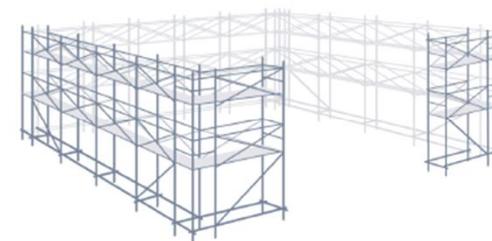


https://www.mlit.go.jp/tochi_fudoushan_kensetsuupo/const/anzenseiwa.html
【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。
(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

足場からの墜落防止措置が強化されます

- 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日(一部規定は令和6年4月1日)から順次施行します。

改正のあらまし

- 1 一側足場の使用範囲が明確化されます
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります
事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

インターネットやソーシャルメディアでの情報発信

○ 国土交通省HP内に、安全衛生経費をめぐる最新情報を含め、幅広い情報を多様な関係者に提供するため、各主体がまとめた安全衛生経費に関するガイドブックや事例等を一元的にまとめたサイトを作成中。



○ 引き続き、各関係団体が作成した安全衛生経費に関するガイドブックやHP等を収集するとともに、個人にも分かりやすいHPの構成について、関係団体等と相談しながら検討を進める。

安全衛生経費の確保
トップページイメージ(案)

A 安全衛生経費の適切な支払いに向けて

▶ 「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための取組を推進しています。

- ① 安全衛生経費の確保について
 - 安全衛生経費の必要性と本取組の目的を紹介しています。
 - また、本取組に関する検討会やWG等の資料もこちらに掲載しています。
- ② 安全衛生対策項目の確認表
 - 安全対策項目の確認表（参考ひな形）及び削設切書、各専門工事団体が作成した確認表を掲載しています。
- ③ 標準見積書
 - 標準見積書の目的や作成手順書、各専門工事団体が作成した標準見積書を掲載しています。

B 建設工事に携わる事業者・個人の皆様へ

▶ 建設業関係者向け

- ① 元請・下請企業の皆様へ
 - 建設工事の元請企業や下請企業の方へ、安全衛生経費の適切な支払いのため留意すべき事項をまとめています。
- ② 一人親方の皆様へ
 - 一人親方や、中小企業主、役員、家業継承者の方へ、安全衛生経費を確保するために留意すべき事項をまとめています。
- ③ 地方公共団体、民間発注者の皆様へ
 - 都道府県や市区町村等の地方公共団体の公共工事の発注担当者の方へ、安全衛生経費の適切な支払いのため留意すべき事項をまとめています。

▶ 一般の方向け

- ④ 個人の施主の皆様へ
(将来、施主として建設工事の発注者となり得る方もこちら)
- 戸建住宅やアパート等の新築工事やリフォーム工事を発注する個人の皆様へ、建設工事における安全対策の必要性や、安全衛生経費の支払いに関して留意すべき事項をまとめています。

▶ 関係リンク

- ⑤ 関係リンク
 - 安全対策の取組、事例集等をまとめた各業界団体等のHPリンクを掲載しています。

C 参考情報（関係法令等）

- ① 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（建設職人基本計画）
- ② 建設工事の安全対策に関する法令等

※赤枠内の字は、実際のHPでは削除します。

全国安全週間などでの集中的な広報、全国建設業労働災害防止大会での広報

- 第60回全国建設業労働災害防止大会in広島において、リーフレット等を配布、安全衛生経費に関する取組について講演。
- 建設会社を対象に全国10地区で実施している「建設工事における労働災害防止に関する説明会」において、安全衛生経費に関する取組について説明。
- 各地方ブロックで開催している、地方公共団体の職員が参加する会議において、安全衛生経費に関する取組について説明。



- 引き続き、安全衛生経費に関する取組について周知活動を行う。



今後の普及に向けた取組予定

- 建設業者団体へ「安全衛生経費を内訳明示した標準見積書」の作成について依頼文を发出
- 地方公共団体の職員が参加する会議等において施策の情報共有を継続的に実施
- 戦略的広報の取組を継続的に実施
- 専門工事業団体における「確認表」及び「標準見積書」の作成状況等の調査を実施
- 安全衛生経費の支払いに関するアンケートを実施
建設業許可業者から無作為に抽出した40,000業者に対して郵送で依頼
回答方法は専用ホームページ(FAXでの回答も可能とする)
アンケート項目は、アンケート調査(案)(資料8)
法定福利費の確保、賃金状況等に関する調査と併せて実施
- 普及に向けた取組のフォローアップ・進化